

新型コロナウイルス感染症の院内感染（クラスター）事案の発生について
（市立奈良病院 第1報）

市立奈良病院の入院病棟 A において職員 5 人及び入院患者 11 人、入院病棟 B において職員 1 人及び入院患者 5 人の感染が判明しました。

感染状況及び調査結果から、入院病棟 A 及び B において院内感染（クラスター）が発生したと判断しました。

1 発生場所

市立奈良病院 （所在地 奈良市東紀寺町 1 丁目 5 0 - 1）

2 感染者の概要

(1) 経緯

12 月 15 日、入院病棟 A に入院する患者 1 人の感染が判明しました。当該入院病棟の職員及び入院患者を対象に検査を行った結果、入院患者 11 人（初発感染者 1 人を含む）及び職員 5 人の計 16 人の感染を認めました。

12 月 24 日、入院病棟 B に入院する患者 3 人の感染が判明しました。当該入院病棟の職員及び入院患者を対象に検査を行った結果、職員 1 人及び入院患者 5 人（初発感染者 3 人を含む）の計 6 人の感染を認めました。

(2) 感染者（計 22 人）

ア 入院患者 16 人（市内 15 人、市外 1 人）

【内訳】性別：男性 9 人、女性 7 人

年代：50 代 2 人、60 代 2 人、70 代 3 人、80 代 4 人、90 代 5 人

イ 職員 6 人（市内 1 人、市外 5 人）

【内訳】性別：男性 3 人、女性 3 人

職種：医師 2 人、看護職員 2 人、看護補助者 1 人、事務職員 1 人

年代：10 代 1 人、20 代 1 人、30 代 1 人、40 代 1 人、50 代 2 人

3 病院の対応

- ・ 12 月 15 日～
 - ・ 感染予防策の強化、徹底及び関係場所の消毒の実施。
 - ・ 入院病棟 A の入院患者及び職員に対し検査を実施。
- ・ 12 月 23 日～
 - ・ 入院病棟 A の新規入院を中止。
- ・ 12 月 24 日～
 - ・ 入院病棟 B の入院患者及び職員に対し検査を実施。
 - ・ 入院病棟 B の新規入院を中止。

4 市の対応

逐次聞き取り調査を行い、感染状況及びその対応策を協議しました。

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、特段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。